

令和6年度 れきしてらすの一年



新座市立歴史民俗資料館

例言・凡例

- 1 本書は「れきしてらすの一年」（以下「本書」という。）である。
- 2 埼玉県新座市教育委員会教育総務部歴史民俗資料館が管理する新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす。以下「当館」という。）における業務及び市内文化財保護業務のうち、令和6年度に実施した事業をまとめた報告書である。
- 3 ふりがなは初出にのみ表示した。
- 4 年号については、和暦年（西暦）の表記としている。また、特に断りがない場合、月日は令和6年4月から令和7年3月までの間を指している。
- 5 図表の出典は、特に断りがない場合、新座市が所有・作成しているものである。二次利用を希望される場合は、個別に当館に問合せを行った上で、利用するものとする。

表紙写真：企画展示「新座の鉄道」ギャラリートークの様子（p15 関連）

目次

1	組織・職員の体制等	1
(1)	組織	1
(2)	職員	1
(3)	所管施設の概要	1
(4)	令和6年度予算の概要	2
(5)	文化財保護審議委員会	3
2	利用状況の概要	5
(1)	歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等	5
(2)	睡足軒の森の開園日数・来園者数・利用者数等	6
(3)	ウェブサイトの閲覧	7
3	事業内容	9
(1)	常設展示	9
(2)	特別展示	10
(3)	企画展示	13
(4)	講演会・イベント等	15
(5)	記念日等	18
(6)	館内見学案内	18
(7)	睡足軒の森の利用状況	18
(8)	睡足軒の森文化事業	19
(9)	文化財防災	19
(10)	出前講座等	20
(11)	刊行物等	20
(12)	取材対応等	22
(13)	会場提供	22
4	資料収集・調査・研究	24
(1)	資料収集・寄贈	24
(2)	聞き取り調査等	24
(3)	埋蔵文化財保護	25
5	レファレンス	26
(1)	資料の貸出依頼	26
(2)	資料の閲覧依頼	26
(3)	周知の埋蔵文化財包蔵地の照会	26
(4)	主な問合せ	26
6	おわりに	27
参考資料	条例・規則等	28
	新座市文化財保護条例	28
	新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則	30
	新座市立歴史民俗資料館条例	32
	新座市立歴史民俗資料館規則	33
	新座市立歴史民俗資料館資料取扱要綱	35

1 組織・職員の体制等

(1) 組織

令和4年度までは新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課歴史民俗資料館（係相当）であったが、令和5年度から同部歴史民俗資料館（課相当）に組織改編された。

資料館の愛称は、令和4年度に公募を実施し、選考の結果「れきしてらす」となった。

(2) 職員

令和6年度における資料館職員の体制は下記のとおりである。

教育長 金子 廣志

教育総務部長 齋藤 寿美子

教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 金子 啓一

同部 歴史民俗資料館長兼学芸員 川端 真実

同館 文化財係長兼学芸員 川畑 隼人

同係 主査兼学芸員 寺内 良夫

同係 主任兼学芸員 笹川 紗希

同係 主事兼学芸員 秋山 大海

同係 主事兼学芸員 高橋 美希

同係 会計年度任用職員（五十音順）

斯波 治、鈴木 優、高橋 由夫、長坂 健二、

吉川 夏樹、涌井 猪久夫

(3) 所管施設の概要

① 歴史民俗資料館

保健センターとの複合施設として令和5年度に開館した。施設の延床面積1,357.97㎡のうち、共用部分を除く321.38㎡が当館所管である。

表1：当館所管施設の内訳

展示室	143.19㎡	研修室	42.24㎡
収蔵庫	42.66㎡	倉庫	14.84㎡
特別収蔵庫	22.20㎡	書庫	8.68㎡
作業室	21.35㎡	事務室	26.22㎡

② 睡足軒の森

所有者である平林寺から市に貸与されている施設である。

9, 379 m²の園内は国指定天然記念物「平林寺境内林」の一角であり、武蔵野の雑木林を散策できる。松永安左エ門（耳庵）が移築した古民家「睡足軒」は国登録有形文化財であり、紅葉亭とともに日本の伝統文化体験の場として、市民団体に貸出しを行っている。

③ 埋蔵文化財整理・収蔵施設

市内で実施された発掘調査等により出土した遺物や記録図面等を、学校の余裕教室や物置等で保管し、報告書刊行に向けた整理作業を行っている。

(4) 令和6年度予算の概要

令和6年度の文化財保護業務・資料館業務に係る当初予算の合計は76, 374千円であり、詳細については下表のとおりである。

表2：令和6年度予算の概要（単位：千円）

款	教育費				令和 5年度 決算
	項	社会教育費			
	目	文化財保護費			
	大 事 業	文化財保護費			
		中 事 業	一般事務	3,550	4,263
			文化財保護審議委員会	189	156
			文化財調査	48,971	44,481
			文化財補助	324	244
			文化財保存活用	1,636	1,925
			睡足軒の森運営管理	5,274	4,016
			小計	59,944	55,085
		資料館費			
	中 事 業	歴史民俗資料館運営管理	16,430	17,881	
		小計	16,430	17,881	
合計			76,374	72,966	

【市予算における文化財関係予算の割合】（単位：千円）

- ・ 対 一般会計歳出：59,257,000 ÷ 0.1289% [前年 0.1397%]
- ・ 対 教育費：7,564,040 ÷ 1.010% [前年 1.263%]

(5) 文化財保護審議委員会

教育委員会の諮問に応じ、文化財の専門的な事項を調査審議する機関として新座市文化財保護審議委員会を置いている。11月30日で任期が満了する委員が5名おり、12月1日付けで任期を更新した。令和6年度は表3に掲げる議題について諮問した。第2回会議において、野火止用水陣屋堀築堤遺構を市指定史跡とすることが答申され、8月29日の市教育委員会定例会で指定を決定した。

表3：令和6年度開催の文化財保護審議委員会

回	開催日	議題
1	4月 17日	新座市指定文化財候補「(仮称)平林寺半僧坊大祭」現地視察
2	7月 10日	(1) 令和5年度文化財関係事業報告について (2) 令和6年度文化財関係事業計画について (3) 指定候補文化財について (4) 諸報告 ア 新座市史掲載資料に関する所在確認の経過報告について イ 平林寺境内林のナラ枯れについて (5) その他
3	11月 13日	(1) 指定候補文化財について (2) 県指定史跡野火止用水の現状変更等許可申請について (3) 諸報告 平林寺境内林及び野火止用水の現状変更等許可申請の予定について (4) その他
4	2月 4日	(1) 委員長及び委員長職務代理の選出について (2) 指定候補文化財について (3) 諸報告 野火止用水の現状変更等許可申請の予定について (4) その他

【委員名簿】（敬称略・五十音順）

委員長：根岸茂夫

委員長職務代理：岩崎信丈（11月30日まで）

宮瀧交二（2月4日から）

委員：岩崎信丈、本間暁、松竹寛山、宮瀧交二、柳正博

2 利用状況の概要

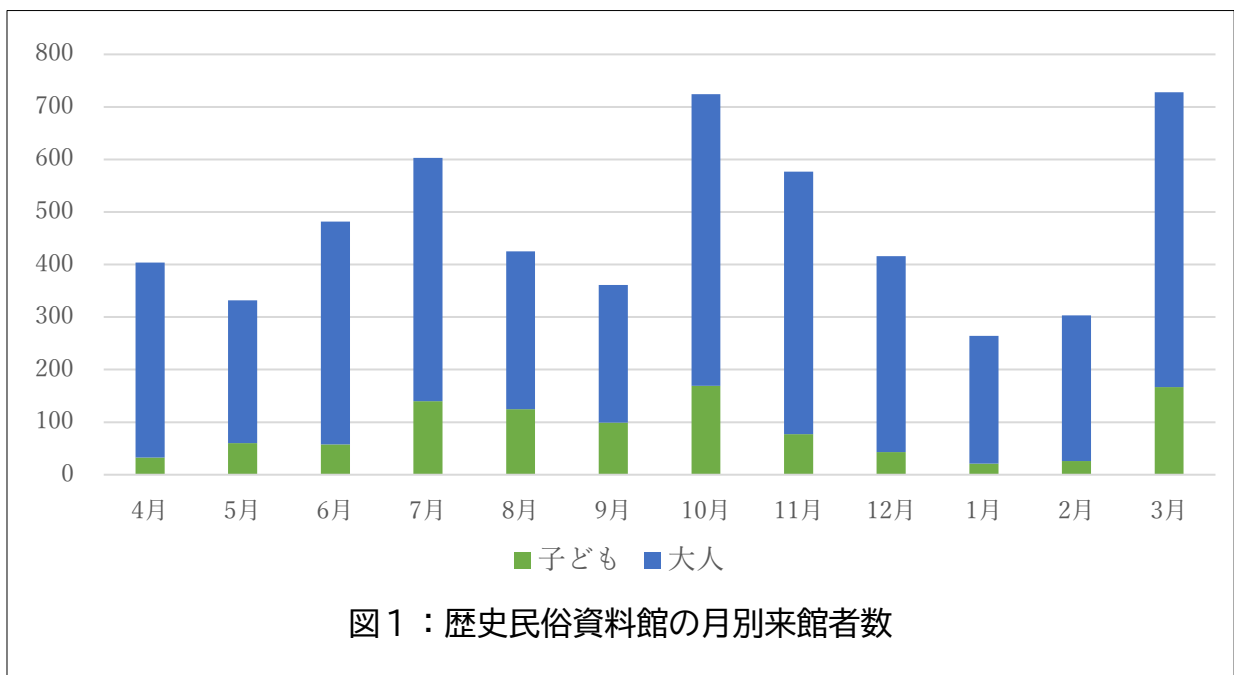
(1) 歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等

令和6年度は283日間開館し、計5,619人が来館した。詳細については表4・図1のとおりである。当館は原則、月曜日を休館日、月末の平日を資料整理日としているが、11月25日、29日及び12月2日は、紅葉期の来館者が見込まれたため、特別開館日として対応した。令和5年度からの累計来場者数は12,087人である。

なお、来館者には保健センターのみの利用者や後述する出前講座参加者、周知の埋蔵文化財包蔵地の照会等で来館された方々を含んでいない。

表4：令和6年度の歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開館日	24	23	25	24	25	22	24	26	23	22	21	24	283
来館者	404	332	482	603	425	361	724	577	416	264	303	728	5619
日平均	16.8	14.4	19.2	25.1	17	16.4	30.2	22.2	18.1	12	14.4	30.3	19.86
前年来館者	817	457	635	507	500	455	551	726	534	242	403	641	6468



* 「子ども」は中学生以下。

(2) 睡足軒の森の開園日数・来園者数・利用者数等

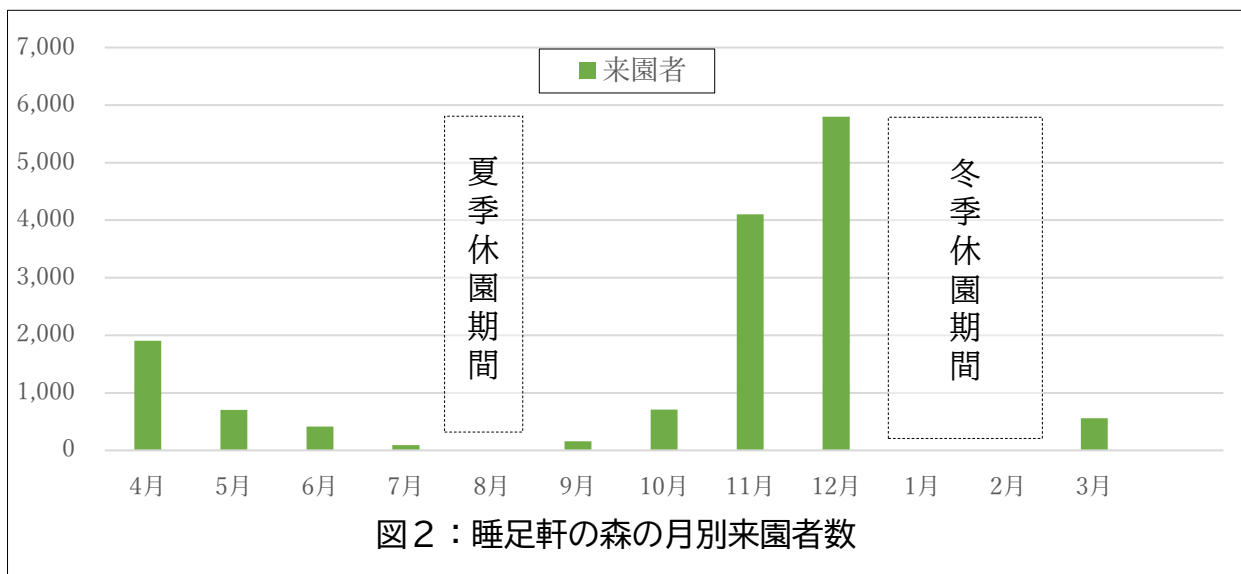
令和6年度は171日間開園し、計14,436人が来園した。睡足軒の森は原則、月曜日と水曜日を休園日としているが、夏季と冬季に休園期間を設け、開園や一般貸出を休止した。詳細については表5・図2のとおりである。また、施設利用団体数は、睡足軒が52件（午前27件・午後25件）、紅葉亭が11件（午前5件・午後6件）であった¹。平成14年11月の開園以来、累計来園者数は、652,680人である。

表5：令和6年度の睡足軒の森の開園日数・来園者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開園日	21	22	22	10	0	10	22	24	18	0	0	22	171
来園者	1904	704	413	94	0	157	707	4100	5799	0	0	558	14436
日平均	90.7	32	18.8	9.4	0	15.7	32.1	170.8	322.2	0	0	25.4	84.4
利用団体	4	5	5	3	0	4	7	7	3	2	3	5	48
利用人数	260	164	112	80	0	65	249	505	55	42	102	298	1932
前年来園者	2663	725	407	0	0	0	770	4968	4129	0	0	626	14288

* 夏季休園期間：令和6年7月15日から9月16日まで

冬季休園期間：令和6年12月23日から令和7年2月28日まで



¹ 貸出単位である「午前」「午後」をそれぞれ1回と計上している。1団体が睡足軒と紅葉亭を両方とも1日利用した場合は、4回となる。

(3) ウェブサイトの閲覧

新座市が運営するウェブサイトにおいて、当館が掲載している文化財関連記事の令和6年度の閲覧総数は、年間123,764件であった。詳細については表6のとおりである。令和5年度からの累計閲覧総数は232,466件である。

4月は平林寺半僧坊大祭、7月は大和田氷川神社夏祭りに伴う大和田囃子やはだか神輿、11月は紅葉期に伴う平林寺や睡足軒の森の閲覧数が伸びている。また、令和7年4月に、33年に一度の千体地藏尊御開帳が行われるため、歴史や関連文化財を紹介するサイトを設け、開催日が近づくにつれて閲覧数が伸びた。

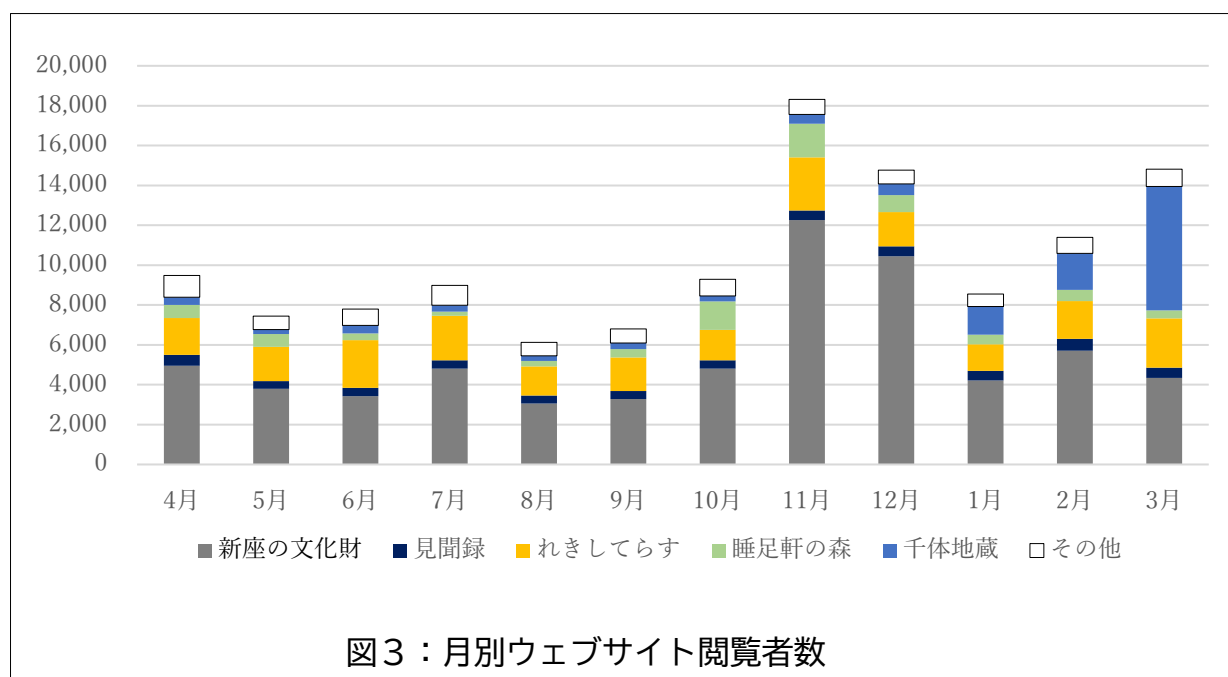


図3：月別ウェブサイト閲覧者数

表6：当館が管理するウェブサイト閲覧数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	4949	3795	3427	4808	3050	3277	4805	12255	10463	4215	5705	4338	65077
2	543	391	420	412	403	403	427	492	485	482	604	525	5587
3	1862	1717	2389	2241	1462	1692	1524	2664	1717	1331	1896	2466	22961
4	656	643	338	201	277	421	1418	1681	855	482	553	410	7935
5	376	229	401	334	253	294	288	467	565	1411	1839	6211	12668
6	1104	661	814	990	676	718	827	759	696	626	790	872	9536
計	9490	7436	7789	8986	6121	6805	9289	18318	14771	8547	11387	14822	123764
前年計	11037	8189	8871	12002	6898	6044	9795	14595	9272	6710	7886	7403	108702

当館が管理するウェブサイト一覧

1. 新座の文化財を紹介します
2. にいざ見聞録
3. れきしてらす（新座市立歴史民俗資料館）
4. 新座市睡足軒の森にお越しく下さい
5. 千体地藏尊御開帳
6. その他（新座市文化財保護審議委員会、遺跡発掘調査ニュース、平林寺境内林の再生に向けて、れきしてらす通信、歴民だより、野火止用水文化的景観保存計画策定委員会等）

3 事業内容

(1) 常設展示

展示室内を7つのコーナーに分けて展示を行っている。また、展示室内に3か所、室外入口脇に1か所のデジタルサイネージを設置し、展示解説を行っている。さらに、事務所前の共用空間にモニターを設置し、展示に関連する映像を上映している。

令和6年度における主な展示品は下記のとおりである。

- ・武蔵野台地の始まり：地形図、関東ローム層の写真
- ・原始：旧石器時代の石刃・細石器、縄文時代の土器・石器
- ・古代：弥生・古墳時代の土器・石器、奈良・平安時代の土師器・須恵器・鉄器・瓦
- ・中世：南北朝期の板石塔婆
- ・近世：新田開発史料、野火止用水古絵図
- ・近代：水車、民具、家電製品、ゆかりの偉人関連資料
- ・祭り：中野の獅子舞



図4：考古展示の様子



図5：民俗展示の様子

令和6年度中に常設展示の変更を行った箇所は、下記のとおりである。また、各企画展示を実施した期間は、常設展示の一部を休止し、展示物を入れ替えた。

① 名主の衣装

令和5年度に寄贈された袴（かみしも）を、4月1日から展示した。

② デジタルサイネージのコンテンツ追加

大型デジタルサイネージにおいて、令和6年度に新たに市指定文化財（史跡）となった「野火止用水陣屋堀築堤遺構」を追加した。また、歴史年表の加筆を行った。



(2) 特別展示

展示室の一角を期間限定の特別展示とし、アイランドケース等において、季節ごとに新座市に縁のある品々を計18点展示した。展示に当たり、貴重な資料をお貸出しいただいた所有者の皆様に、改めて感謝の意を表したい。

表7：特別展示一覧

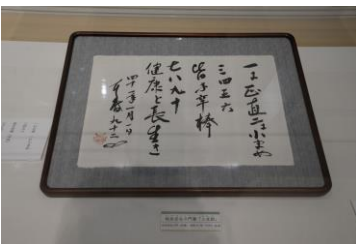
写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	松永耳庵・寿（寄託資料） 4月1日から6月2日まで 署名・日付・落款によれば、耳庵が96歳（昭和45年）の元旦に書いたもの。
	端午の節句 五月人形（当館蔵） 5月1日から30日まで 当館所蔵の五月人形を展示した。展示期間中に甲冑着用体験イベントを開催した。
	松永耳庵・人生訓（個人蔵） 5月1日から6月2日まで 耳庵が92歳（昭和41年）に書いたもの。 「一に正直 二に小まめ 三四五六 皆な辛棒（辛抱） 七八九十 健康と長生き」
	新開遺跡第13地点出土品（当館蔵） 5月1日から6月2日まで 令和4年度に市内で実施した新開遺跡第13地点発掘調査の成果として、出土遺物の一部を初公開した。
	白水敬山老師 画賛「墨竹図 半窓風月」（寄託資料） 6月1日から7月30日まで 平林寺第22世・白水敬山老師による画賛。 竹から伸びた枝に笹の葉が描かれていることから、七夕の時期に合わせて展示した。

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	七夕 6月25日から7月28日まで 「年中行事を学ぼう」として市内に伝わる七夕の風習を紹介した。来館者に短冊を配布し、願いごとを飾ってもらった。
	お盆 8月1日から31日まで 「年中行事を学ぼう」として市内に伝わるお盆の風習を紹介した。
	松永耳庵 賛「西瓜」(個人蔵) 8月1日から9月29日まで 井上直泉の画に、松永耳庵翁が賛を寄せたもの。「涼味満点 賞でてよし 食してもよし」
	十五夜 9月1日から29日まで 「年中行事を学ぼう」として市内に伝わる十五夜の風習を紹介した。
	市指定有形文化財「旧大和田町役場保管文書近世文書群」(当館蔵) 10月1日から11月15日まで 検地帳や宗門人別改帳など、江戸時代の野火止村の様子が記録されている。
	峰尾大休老師 画賛「達磨図 無一物中無尽蔵」(寄託資料) 10月1日から12月1日まで 平林寺第21世で妙心寺派の管長も務めた峰尾大休老師による画賛。中国・北宋時代の蘇軾(蘇東坡)は「無一物中無尽蔵、花有り月有り楼台有り」と、執着を捨てた境地を詠んだ。

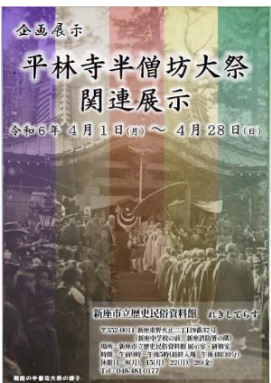
写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	押絵羽子板（当館蔵） 1 1 月 1 日から 1 月 3 0 日まで 市内の長谷川人形店から寄贈を受けた大型の押絵羽子板を、師の指導に基づき本来の飾り付けの時期である 1 1 月から展示を行った。
	峰尾大休老師 筆「松樹千年翠」（寄託資料） 1 2 月 2 日から 2 月 1 4 日まで 平林寺第 2 1 世峰尾大休老師が 8 8 歳のときの書。縁起の良い「松竹梅」の中でも、冬でも葉が落ちず長命の松は、子孫繁栄の象徴と考えられた。
	干支土鈴（当館蔵） 1 月 4 日から 2 月 8 日まで 令和 7 年の干支「巳（み）」に関連する当館所蔵の郷土玩具を展示した。
	マユダマ飾り 1 月 1 0 日から 2 9 日まで 「年中行事を学ぼう」として市内に伝わるマユダマ飾りを再現した。また、新座市片山に生まれた故・瀧島浩二氏が子供の頃の様子を水彩画で描いた「童で綴る郷土」シリーズの中から、「我が家のまいだま」を展示した。
	節分 2 月 1 日から 9 日まで 節分の時期に合わせて、国定教科書、鬼の面、枡と豆を展示した。

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	大休老師 画「墨梅図」、敬山老師 賛「疎影横斜暗香浮动」（寄託資料） 2月15日から4月13日まで 平林寺第21世峰尾大休老師が91歳で描いた画に、第22世白水敬山老師が賛を寄せた合作。中国の北宋時代の詩人・林逋（りんぽ）は『山園小梅』という詩の中で「疎影横斜 水清浅、暗香浮动 月黄昏」と、梅の枝が斜めに伸び、花の香りがほのかに漂う風情を詠んだ。
	雛飾り（当館蔵） 2月16日から3月27日まで 市内在住の方から寄贈された雛人形（平成期）の展示を行った。

(3) 企画展示

令和6年度は展示室の一部と研修室を活用して全6回の企画展示を開催した。

表8：企画展示一覧

平林寺半僧坊大祭関連展示	
	期間：4月1日から28日まで 場所：展示室・研修室 概要：毎年4月17日に実施される平林寺半僧坊大祭に合わせて、祭りの歴史や半僧坊大権現に対する信仰、楽師の装束と楽器等の展示を行った。 

新座の鉄道



期間：6月4日から7月30日まで

場所：展示室・研修室

概要：東武東上線志木駅開業110周年・朝霞台駅50周年、西武池袋線ひばりヶ丘駅・清瀬駅開業100周年を記念し、市民が利用する鉄道に関連する展示を行った。



新座の考古学



期間：8月1日から9月26日まで

場所：展示室・研修室

概要：発掘調査の進め方や、近年発掘調査した遺跡の展示を行った。期間中、市内で出土した縄文土器片等に触れる体験会を催した。



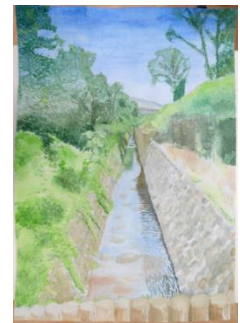
未来に残したい野火止用水の風景



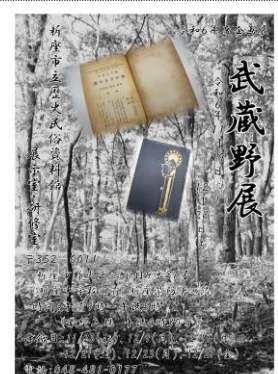
期間：10月1日から11月10日まで

場所：研修室

概要：市内小学生に野火止用水の風景画を募集し、計201点の展示を行った。また、新堀小学校4年生の高橋優史郎さんの作品（右図）を最優秀賞に選出した。



新座の武蔵野



期間：11月18日から1月19日まで

場所：展示室・研修室

概要：国木田独歩を始めとする近代の文化人たちが賛美した武蔵野の風景を、著作や古地図で振り返った。また、雑木林で用いられていたカゴ等の民具を展示した。



普光明寺と大和田



期間：2月15日から4月13日まで

場所：展示室・研修室

概要：33年に一度だけ御開帳される普光明寺の千体地蔵尊に関連し、普光明寺伝来の資料と大和田地区の歴史を紹介した。



(4) 講演会・イベント等

令和6年度は研修室や会議室を活用した講演会と体験講座、展示室でのギャラリートーク、光庭（中庭）を活用した迷路とクイズのイベント等を合わせて全12回開催した。

表9：講演会・イベント等一覧

甲冑着用体験 講師：村山党の会 日時：5月12日午前10時から午後3時30分まで 参加者：52名（うち、大人17名・子供35名） 概要：手作りの甲冑や装束の着用体験、ミニゲームを開催した。親子連れでの参加が目立った。	
ギャラリートーク：「新座の鉄道」 日時：7月4日午後2時から3時まで 参加者：10名 概要：企画展示「新座の鉄道」の解説を行った。志木駅周辺の航空写真の変遷や新座駅周辺の古写真を見ながら、まちの発展の歴史を参加者同士が語り合う場となった。	

ギャラリートーク：年中行事「七夕」 日時：7月6日 参加者：3名 概要：「年中行事を学ぼう」に併せて、市内に伝わる七夕行事の解説を行った。	
企画展示「新座の鉄道」記念講演会 「駅弁の掛け紙から学ぶ埼玉の歴史」 講師：大東文化大学教授・宮瀧交二 日時：7月20日午後1時30分から3時30分まで 参加者：37名 概要：大宮駅や秩父周辺等、鉄道開業当初から埼玉県内の乗換駅や観光地では駅弁が販売され始める。その掛け紙に描かれた図柄・文言には時代が反映され、変遷を読み解くことができた。	
ギャラリートーク：年中行事「お盆」 日時：8月17日 参加者：10名 概要：「年中行事を学ぼう」に併せて、市内に伝わるお盆行事の解説を行った。	
ギャラリートーク：年中行事「十五夜」 日時：9月14日 参加者：11名 概要：「年中行事を学ぼう」に併せて、市内に伝わる十五夜行事の解説を行った。	
昔の遊び体験（健康まつり） 日時：10月20日午前9時30分から11時30分まで 参加者：108名 概要：保健センターが実施する健康まつりにあわせて、けん玉、お手玉、折り紙、ペーパークラフト等の体験イベントを光庭で実施した。	

埼玉県民の日「すごろく大会」

日時：11月14日

参加者：30名

概要：市内の小中学校が休みとなる埼玉県民の日に、光庭を活用したイベントを開催した。県内市町村の特産品や名所等を織り交ぜたオリジナルすごろくを作成し、希望者には印刷版を配布した。



企画展示「新座の武蔵野」記念講演会 「武蔵野の歴史 文学・美術作品から」

講師：大東文化大学教授・宮瀧交二

日時：12月22日午後1時30分から3時30分まで

参加者：24名

概要：武蔵野は平安時代から歌に詠まれ、近代以降、国木田独歩『武蔵野』からイメージが変わり、鉄道の開通とともに、日帰り観光地として多くの作家から「近郊武蔵野」として注目を集めるようになった。



野火止用水陣屋堀築堤遺構 市文化財指定記念講演会 「野火止用水」

講師：國學院大學名誉教授・根岸茂夫

日時：1月12日午後1時30分から3時30分まで

参加者：35名

概要：古文書から新たに判明した野火止用水と新田開発の歴史を紐解き、新たな知見を得る貴重な機会となった。



開館3年目記念「みんなでゾウキリンをつくろう！！」

日時：2月13日から

参加者：のべ315名

概要：開館3年目を記念して、新座にちなんだ2月13日（にいぎ）から来館者にペーパータイルを配り、ゾウキリンの絵柄を完成させるイベントを開催した。併設する保健センターの検診



に訪れた幼児の参加も目立った。	
企画展示「普光明寺と大和田展」記念講演会 「普光明寺と大和田について」	
講師：(元)市学芸員・斯波治	
日時：3月29日午後1時30分から3時30分まで	
参加者：50名	
概要：市内大和田の普光明寺所蔵の千体地藏尊の33年に一度の御開帳を記念して、普光明寺、そして普光明寺とともに歩んできた大和田町の歴史について講演した。	



(5) 記念日等

開館日数が通算500日を迎えた12月26日に、来館された方々に記念シールを配布した。



(6) 館内見学案内

市内小学校や市外行政機関等から、資料館の展示案内や行政視察の依頼があり、計6件・308名に対応した。

(凡例：月日、団体名等、人数)

- ・6月19日、自立支援事業（生活支援課）、7名
- ・7月6日、新座市観光ボランティアガイド協会主催「野火止用水散策と旬のブルーベリー狩り」、24名
- ・8月7日、栃木県那須塩原市との友好姉妹都市交流事業・ちびっこふるさと探検隊（地域活動推進課）、44名
- ・9月26日、栗原小学校3年生、82名
- ・11月5日、野火止用水使用組合総会（道路管理課）、20名
※「野火止用水の過去・現在・未来」の講義を実施
- ・3月4・6日、野寺小学校4年生、131名

(7) 睡足軒の森の利用状況

園内の入園者や利用者については先述のとおりであるが、ここでは睡足軒・紅葉亭を用いた主な市民活動を取り上げ、まだ利用

されたことのない方々への参考事例として紹介したい。

(凡例：月日、利用団体、内容等)

- ・ 通年利用、陣屋小学校、茶道クラブ
- ・ 通年利用、わかのび幼稚園、茶道
- ・ 通年利用、白梅保育園、茶道
- ・ 10月26日、新座快適みらい都市市民まつり文化祭、茶の湯大会
- ・ 11月17日、志木市茶道連盟、40周年記念茶会
- ・ 12月7日、石神小学校ぱわーあっぷくらぶ、茶道

(8) 睡足軒の森文化事業

園内開放や施設貸出の他に、当館が主催となって睡足軒において下記の事業を開催した。令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い事業を中止・縮小していたが、令和5年度から市民呈茶を、6年度からは文化事業を再開することとなった。

(凡例：月日、事業名、協力者・出演者、人数)

- ・ 4月17日、市民呈茶、新座市茶道連盟、206名
- ・ 5月12日、市民呈茶、新座市茶道連盟・石州流、49名
- ・ 11月10日、落語の世界、桂文ぶん（真打）、30名
- ・ 11月14日、津軽三味線の世界、澤田勝仁（新座市文化協会会長）ほか、30名
- ・ 11月24日、市民呈茶、新座市茶道連盟、106名
- ・ 3月9日、落語の世界、桂文ぶん（真打）、30名



(9) 文化財防災

文化財建造物を保護するため、下記のとおり防災設備の点検や消防訓練を行った。

① 県指定有形文化財：平林寺惣門・三門・仏殿・中門

年2回の消防設備点検を行い、耐用年数を迎える消火用ホー

スの交換を行った。落雷被害と考えられる電気回路の故障が生じたため、エンジンポンプの修理を行った。防災設備の保守点検に対しては、埼玉県及び新座市がそれぞれ補助金を交付している。

また、文化財防火デーに合わせて、1月24日に放水銃の取扱訓練等を行った。

② 国登録有形文化財：睡足軒

年2回の消防設備点検を行った。また、管理人業務の委託業者とともに初期消火、通報、避難誘導の訓練を行った。

(10) 出前講座等

市民等からの依頼に応じ、職員を館外に派遣して歴史や文化財に関する講座を実施した。本年は計6回・235名の参加者があり、出前講座が当館への来館のきっかけになった方もいた。なお、出前講座等の参加者は「来館者」には含まれていない。

(凡例：月日、講座名、団体名等、人数、会場)

- ・ 4月4日、「地域の魅力と新座の歴史」、新規採用職員研修、24名、新座市役所全員協議会室・平林寺
- ・ 6月28日、「博物館と地域社会～複合施設の歴史民俗資料館の取組～」、立正大学地球環境科学部・博物館経営論、20名、同大学熊谷キャンパス
- ・ 8月22日、「新座で見つかった縄文人の落とし物」、株式会社中野技術『掘る女～縄文人の落とし物』上映会、29名、ふるさと新座館ホール
- ・ 10月4日、「近郊の歴史に学ぶ『新座市栗原・野寺地区』」、ふれあい茶話会、30名、西東京市北町コミュニティセンター
- ・ 10月22日、「地域学への招待」、立教大学コミュニティ福祉学部・地域学への招待、60名、同大学新座キャンパス
- ・ 2月6日、「昔の暮らし」、池田小学校3年生、72名、同校

(11) 刊行物等

文化財の保存と活用を図るため、下記のとおり調査報告書の作成や、リーフレット等の作成・配布を行った。

① 書籍

- ・『新座市内遺跡 28 新座市内遺跡確認調査報告書』新座市埋蔵文化財報告第53集
- ・『れきしてらすの一年 令和5年度』（ウェブサイトで公開）

② れきしてらす通信

令和5年度から『れきしてらす通信』を3か月に一度発行している。それ以前の刊行物についても、ウェブサイトで公開を行っている。

（凡例：通算号数、発行日、主な記事の内容）

- ・第4号、令和6年4月発行、半僧坊大祭など
- ・第5号、令和6年7月発行、大和田氷川神社例大祭など
- ・第6号、令和6年10月発行、千体地蔵尊御開帳など
- ・第7号、令和7年1月発行、節分など

＊「広報にいざ」において、「れきしてらす通信 mini」を毎月掲載した。

③ リーフレット

- ・睡足軒の森リーフレットを更新
- ・大和田宿をあるくを増刷
- ・令和7年度の年間展示予定リーフレットを作成

④ 説明板

文化財説明板の2基の新設と5基の撤去を行った。

- ・県指定史跡野火止用水説明板

場所：野火止六丁目 野火止用水公園内

内容：埼玉県文化財保存事業費補助金を活用し、野火止用水を地下に埋納保存してその上に親水空間を整備した区間について、説明板を新設した。



- ・野火止用水跡説明板

場所：野火止七丁目 野火止用水跡

内容：野火止用水の分水のうち、水路跡が遺存する区間について、かつての流路と、水車や工業化に関する説明板を新設した。



- ・経年劣化した野火止用水説明板の撤去：5基

(12) 取材対応等

① 音声メディア

- ・775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、12月13日
- ・775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、12月16日
- ・775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、3月17日
- ・775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、3月28日

② 書籍等

- ・埼玉県文化財保護協会「新座市教育委員会」『埼玉の文化財』第65号
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』5月号（第301号）、8月号
- ・中広メディアソリューションズ『ARIFT（新座・志木版）』7月号（第216号）
- ・JTB パブリッシング旅行ガイドブック編集部『るるぶ まちと
いろ 埼玉』JTB パブリッシング
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』8月号（第304号）
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』9月号（第305号）
- ・新座市「野火止用水陣屋堀築堤遺構の史跡指定」『広報にいざ』11月号（表紙記事）
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』2月号（第310号）
- ・新座市「普光明寺千体地藏尊御開帳」『広報にいざ』3月号（特集記事）
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』3月号（第311号）

(13) 会場提供

会議等の開催場所として、全3件の利用に対応した。比較的新しい公共施設であることから、施設・展示見学を含めた研修会の開催場所としての要望があった。なお、当館で対応したも

のは教育関係の利用に限られ、保健センターで対応したものは含まれていない。

（凡例：会議名称等、貸出日、会場、人数）

- ・ 令和6年度野火止用水使用組合総会、11月5日、会議室、20名
- ・ 就学相談説明会、2月25日、会議室、50名
- ・ 就学相談説明会、3月3日、会議室、50名

4 資料収集・調査・研究

(1) 資料収集・寄贈

2 件の資料を寄贈していただいた。貴重な資料を今日まで保管してきた旧所有者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

表 10：寄贈資料一覧

高橋卯八『平林寺境内の夏』	
	昭和41年(1966)に描かれた油彩画である。福島県出身で一水会に所属していた高橋卯八は、昭和40年頃、入間郡に居住しており、平林寺も訪れていた。天然記念物指定前の境内林の姿を知る資料として寄贈を受け入れた。
農具：種まき器、かご	
 	市内の畑で使用されていた農工具で、市域ゆかりの品として寄贈を受け入れた。種まき器は長年の使用にもかかわらず、オリジナルの塗装とメーカー名の銘板が残されている。

(2) 聞き取り調査等

① 平林寺半僧坊楽師

毎年4月17日の平林寺半僧坊大祭で行列を先導する楽師の練習風景を視察し、祭りの民俗的な側面を調査した。また、祭礼当日の映像を記録した。

② 西堀念仏講用具

令和5年度に寄贈された資料について、旧所有者から用具の使い方、講の組織や役割、かつての葬儀の習慣等を聞き取った。

③ 野寺地区の歴史

古文書の所有者と面談した際に、野寺地区の歴史、中沢川と中沢用水、畑と土地利用、黒目川の氾濫、戦争体験等を簡易的に聞き取った。

④ 完之荘の見学

睡足軒と同時期に飛騨地方から移築された古民家「完之

荘」の見学と簡易的な調査を行った。

(3) 埋蔵文化財保護

① 試掘調査

周知の埋蔵文化財包蔵地において実施される開発行為等に伴い、埋蔵文化財の所在の有無を確認するための試掘調査や、工事立会等を行った。

- ・ 試掘調査：24件（うち、国庫・県費補助事業19件）
- ・ 機械協力による試掘調査：27件
- ・ 工事立会：15件

② 発掘調査・整理作業等

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い実施した発掘調査のうち、第11～14地点の遺構図面整理と15地点の遺物整理を進めた。また、報告書を刊行した第1～10地点出土資料の一部を、当館常設展示において公開している。

さらに、新開遺跡出土品の展示を行った（前掲）。

また、鎧田遺跡第3地点において、記録保存のための発掘調査を実施した。

5 レファレンス

(1) 資料の貸出依頼

- ・飯能吾野間新線開通ポスター、清瀬市郷土博物館特別展「清瀬駅 100 年の物語～駅とともに歩んだマチ清瀬～」
- ・大和田カミ遺跡第 15 地点出土品（縄文土器）、株式会社中野技術「『掘る女～縄文人の落とし物』上映会」

(2) 資料の閲覧依頼

- ・睡足軒
- ・高橋磯春家文書
- ・水車関連文書（佐藤善信家文書、本多昭英家文書、清水孝泰家文書）

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の照会

令和 5 年度末に統合型 G I S 「にいぎマップ」が刷新されたことに伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を公開した。事業者が自ら包蔵地に該当するかを照会できるようになったことで、令和 6 年度は包蔵地内または隣接する土地を中心に、確認の問合せが来るようになり、照会業務は減少傾向にある。

窓口： 496 件／42％（ 535 件／38％）

電話： 688 件／58％（ 875 件／62％）

計：1,184 件（1,410 件）

*（ ）内は令和 5 年度の参考数値

(4) 主な問合せ

- ・野火止用水
- ・大和田カミ遺跡出土品
- ・片山氏（中世）
- ・千体地藏尊御開帳

6 おわりに

令和5年4月のリニューアルオープンから2年が経ちました。多くの皆様にご来館いただき、誠にありがとうございます。

1年目に引き続き、所蔵者の皆様から御理解と御協力を頂いて、貴重な美術品等を展示することができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。さらに、当館所蔵資料の公開を積極的に行い、市に長く受け継がれながら初お目見えの資料も数多くありました。

そして、学芸員が調査研究し、その成果を企画展示に反映することも徐々にできるようになってまいりました。これから更に資料の調査研究を深めて、本市の歴史や民俗、文化の魅力をより一層多くの皆様に発信していきたいと考えております。

令和7年度は新座市制施行55周年を迎えるとともに、歴史・文化財にとって節目を迎える出来事が目白押しです。市民の皆様に郷土愛を深めていただく絶好の機会となりますので、当館が先導役となれるよう努めてまいります。変わらぬ御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新座市立歴史民俗資料館長 川端 真実



「埼玉県の日オリジナルすごろく」印刷版（p17 関連）

参考資料 条例・規則等

新座市文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で新座市の区域内にあるものを保存し、かつ、その活用を図りもって市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平17条例32・一部改正)

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。))並びに考古資料及びその他の学芸上価値の高い歴史資料をいう。)
- (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。)
- (3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。)
- (4) 記念物(貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異の自然現象の生じている土地を含む。))で、我が国にとって学術上価値の高いものをいう。)
- (5) 文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。)

(平17条例32・一部改正)

(市民所有者等の心構)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は文化財が貴重な国民的所産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。))はこの条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(諮問及び調査機関)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調査保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ文化財を調査し、重要事項を審議答申し、且つこれらの事項に関し必要と認める事項を建議する為文化財保護審議委員を置く。

第5条 文化財保護審議委員の会議その他の必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

第2章 市指定の文化財

(指定)

- 第6条 教育委員会は市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物及び市指定文化的景観(以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。
- 2 第1項の指定をするには教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。但し、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。
 - 3 無形文化財の指定に当っては、その文化財の保持者又は保持団体の認定をしなければならない。
 - 4 第1項及び第3項の指定及び認定をするには、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議委員の同意を得なければならない。
 - 5 第1項の規定による指定は、その旨を公告するとともに、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 6 第1項の規定による指定をしたとき又は第3項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該市指定文化財の所有者、保持者若しくは保持団体に指定書又は認定書を交付しなければならない。

(平17条例 32・一部改正)

(解除)

- 第7条 市指定文化財が、市の区域内に所在しなくなつたとき又は市指定文化財としての価値を失つたとき、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の解除には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
 - 3 市指定文化財が県又は国の指定をうけたときは、当該指定の日から市の指定はその効力を失うものとする。
 - 4 市指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は速やかに市指定文化財の指定書(保持者又は保持団体にあつては、認定書)を教育委員会に返付しなければならない。

(平17条例 32・一部改正)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第8条 市指定の文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。
- 2 市指定の文化財の所有者は、特別の事情があるときは他の適当な者に之を管理させることができる。この場合にあつては、当該所有者はすみやかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。
 - 3 教育委員会は指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難、若しくは不適当と認められる場合は所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となつて之を管理することができる。
 - 4 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

(所有者等の変更)

- 第9条 市指定文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体(以下「所有者等」という。)が変更したとき、又は名称、住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例 32・一部改正)

(管理又は管理費の補助)

- 第10条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には市はその経費の一部に充てるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(現状変更の制限)

第 11 条 市指定文化財の所有者等が当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(修理の届出)

第 12 条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は技術的な指導と助言とを与えることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(公開)

第 13 条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して教育委員会の行う公開の用に供するため市指定文化財の出品を勧告することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(調査及び報告)

第 14 条 教育委員会は必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対しその文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は必要があると認めたときは、所有者等又は権原に基づく占有者の同意を得てその文化財を調査することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

文化財附 則(平成 17 年条例第 32 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、新座市文化財保護審議委員(以下「審議委員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議委員及び審議委員会)

第 2 条 審議委員の定数は、7 人以内とする。

2 前項の審議委員をもつて審議委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時調査委員を置くことができる。臨時調査委員は、新座市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の推薦により新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・令元教委規則 1・一部改正)

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。

(1) 有形文化財に関すること。

(2) 無形文化財に関すること。

(3) 民俗文化財に関すること。

(4) 記念物に関すること。

- (5) 文化的景観に関する事。
- (6) 文化財の指定及び解除に関する事。
- (7) 市指定文化財の修理復旧並びに滅失及びき損の防止に関する事。
- (8) 市指定文化財の現状の変更の許可及び環境保存のため必要な施設の勧告に関する事。
- (9) 文化財の買取りに関する事。
- (10) 文化財の出品公開に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委嘱)

第 4 条 審議委員は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(任期)

第 5 条 審議委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

2 審議委員に欠員を生じたときは、これを補充することができる。

3 補充された審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、審議委員の互選により定める。

2 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する審議委員をあらかじめ定めておかなければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(会議)

第 7 条 委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審議委員が必要であると認めた場合は、会議を教育委員会に求めることができる。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(報酬等)

第 8 条 審議委員には報酬を支給する。

2 審議委員が会議に出席し、職務のため出張したときはその費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法は、新座市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年新座市条例第 14 号)の規定を適用する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(研修)

第 9 条 審議委員は、文化財の保護活用の推進員としての研修に努めなければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 39 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(平成 17 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 新座市の歴史、民俗、考古に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、市民の郷土愛と文化の向上に寄与するため、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市立歴史民俗資料館	新座市野火止二丁目9番37号

(令5条例14・一部改正)

(業務)

第3条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料についての専門的な知識の啓もう普及に関すること。
- (5) その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 資料館は、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(文化の日を除く。)
- (2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する国民の祝日でない日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 資料館資料整理日(月の末日。ただし、月の末日が前3号に規定する日に当たるときは、その前日)

(平5条例18・平19条例43・一部改正)

(利用時間)

第6条 資料館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の資料館の利用を制限することができる。

- (1) 資料館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められるとき。

(平5条例18・一部改正)

(損害賠償)

第8条 資料館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備及び資料を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(職員)

第9条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 新座市立郷土資料館条例(昭和53年条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成5年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市立歴史民俗資料館条例(昭和56年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用及び許可)

第2条 資料館の資料(以下「資料」という。)は、学術上の研究のため、利用することができる。

2 資料を利用しようとする者は、資料利用申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。

3 館長は、前項の許可をしたときは、資料利用許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

(昭62教委規則3・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第3条 館長は、資料の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、利用の条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 関係職員の指示に従わなかったとき。

(遵守事項)

第4条 資料館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備及び資料を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに資料の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 館内の秩序を乱さないこと。
- (5) その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(資料の寄贈及び寄託)

第5条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

(職員)

第6条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。ただし、必要に応じて副館長、係長及び学芸員を置くことができる。

(昭62教委規則3・全改、平16教委規則4・令5教委規則3・一部改正)

(職務)

第7条 館長は、上司の命を受け、資料館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を助け、資料館の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 係長は、上司の命を受け、系の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

4 学芸員は、上司の命を受け、資料館の専門的事務に従事する。

(昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(系の設置及び事務分掌)

第 8 条 資料館に文化財係を置き、その事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 講演会、講習会及び研究会に関すること。
- (5) 資料に関する解説書、目録、図録及び研究報告の刊行に関すること。
- (6) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他の関係機関又は団体との協力に関すること。
- (7) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。
- (8) 施設、設備の保全管理に関すること。
- (9) 文化財保護・保存に関すること。
- (10) 埋蔵文化財保護・保存に関すること。
- (11) 文化財保護思想の普及活動に関すること。
- (12) 文化財保護審議委員に関すること。
- (13) 館内の庶務に関すること。

(昭 58 教委規則 5・昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(館長の専決事項)

第 9 条 館長が専決できる事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第 1 号)別表第 1 に定める課長の専決事項のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 資料の利用許可に関すること。
- (3) 資料の借用に関すること。
- (4) 資料の寄贈及び寄託の受理、貸出しに関すること。
- (5) 資料の選定及び廃棄処分に関すること。
- (6) 資料の展示に関すること。
- (7) 資料館の器材、備品の管理に関すること。
- (8) 資料館の事業の実施に関すること。
- (9) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(昭 62 教委規則 3・平 16 教委規則 4・令 5 教委規則 3・一部改正)

(代決)

第 10 条 館長が不在のときは、副館長を置く場合にあつては副館長が、副館長を置かない場合にあつては係長がその事案を代決することができる。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の報告)

第 11 条 前条の規定により代決した場合は、代決した事案について、事後速やかに館長に報告しなければならない。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の制限)

第 12 条 第 10 条の規定に基づき代決できる事案は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ず至急に処理しなければならない事案に関するものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定にかかわらず、代決することができない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について、特に館長が了知しておく必要があると認められるとき。
(令 5 教委規則 3・追加)

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭 58 教委規則 5・旧第 11 条繰上、昭 62 教委規則 3・一部改正、令 5 教委規則 3・旧第 10 条繰下)

附 則

この規則は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年教委規則第 3 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新座市立歴史民俗資料館資料取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新座市立歴史民俗資料館規則(昭和 56 年教委規則第 9 号)第 11 条の規定に基づき、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の資料の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の収集方針)

第 2 条 資料の収集は、博物館法第 1 条、第 2 条及び新座市立歴史民俗資料館条例(昭和 56 年条例第 25 号)第 1 条に規定する目的を達成するために必要な資料としての価値が高いと認められるものについて行う。

(資料の収集方法)

第 3 条 資料の収集は、寄贈、寄託、借用及び購入によって行う。

(資料の収集基準)

第 4 条 資料の収集に当たっては、次の各号に該当するものであることを原則とする。

- (1) 文化財保護関係法令による国又は県の指定等文化財
- (2) 考古資料、歴史資料、民俗資料、自然資料として永年にわたり保存継承していく価値があると認められるもの。または将来的にこれらに相当するもの。
- (3) 資料を展示することで、広く市民に普及啓発すべきもの。

2 資料の収集に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 来歴の明らかな資料を収集することを原則とするが、資料の性質によってはそれに限らない。
- (2) 思想的・宗教的・政治的思考や個人的な関心や嗜好による取捨選択を行わない。
- (3) 資料の有する個人情報の取扱いに留意する。
- (4) 実物資料の収集が困難かつ必要が生じた場合は、複製及び模型又は画像・映像等のデジタルデータを作成する(以下「複製等資料」という。)ことができる。複製等資料については、学術的な内容を踏まえたものを収集又は作成する。また、著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのないように留意する。

(台帳等)

第5条 寄贈、寄託、借用及び購入によって収集した資料は資料台帳に詳細を記載し、資料に資料収蔵票を適切な方法で付して保管するものとする。

(寄贈の定義)

第6条 寄贈とは、個人又は団体が所有する資料を博物館法第1条、第2条及び資料館条例第1条に規定する目的に供するため、新座市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に所有権を移転することをいう。

(寄贈の手続)

第7条 資料館に資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」及び資料館に寄贈した資料を「寄贈資料」という。）は、資料寄贈申請書を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、資料の寄贈を受けることを決定したときは、寄贈者に対して寄贈資料受領書を交付するものとする。

(寄贈経費の負担)

第8条 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。

(寄贈資料返還の禁止)

第9条 寄贈資料は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

(寄託の定義)

第10条 寄託とは、個人又は団体が所有する資料について、資料館に保管を委任することをいう。

(寄託の手続)

第11条 資料館に資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」及び資料館に寄託した資料を「寄託資料」という。）は、資料寄託申請書を館長に提出するものとする。

2 館長は、資料の寄託を受けることを決定したときは、寄託者に対して 寄託資料受諾書（以下「受諾書」という。）を交付するものとする。

(寄託経費の負担)

第12条 寄託に要する経費は、寄託者の負担とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(寄託期間)

第13条 寄託資料の寄託期間は5年以内とする。寄託者が更に寄託を継続することを希望する場合は、寄託期間の更新を妨げない。

(寄託資料の保管)

第14条 寄託資料の保管は、教育委員会が所有権を有する資料（以下「資料館資料」という。）と同一の取扱いをするものとする。よって、資料の保管に影響しない範囲で、展示を行うことができる。ただし、寄託者の承諾を得ない資料は館外貸出しを行わない。

(寄託資料保管の責任)

第15条 寄託資料が事故又は災害によって損害を生じても、資料館はその責めを負わないものとする。

(所有者の変更等)

第16条 寄託資料が売買、相続等により所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称若しくは住所、所在地等に変更があったときは、その所有者（所有者変更の場合は、新所有者）は、所有権の移転その他氏名、名称等の変更を証明する書類を受諾書に添えて、館長に提出し、受諾書の書き換えを受けなければならない。

(受諾書の再交付)

第17条 受諾書を亡失、又は著しく破損したとき、寄託者は、これらを証明するに足る書類（破損の場合は、その受諾書）を館長に提出し、速やかに館長から受諾書の再交付を受けなければならない。

(寄託資料の返還)

第18条 寄託資料は、寄託期間の満了及び寄託期間内では寄託者の要求又は資料館の都合により返還するものとする。

(借用の定義)

第 19 条 借用とは、資料館の展示又は調査研究、教育普及に必要なとき、所有者に依頼して、資料を一時的に借りることをいう。

(借用の手続)

第 20 条 館長は、資料を借用するときは、所有者に対して借用依頼書を提出する。ただし、資料の所有者が別に定める様式があるときは、その様式によるものとする。

(借用経費の負担)

第 21 条 借用に要する経費は、資料館が負担するものとする。

(借用資料の保管)

第 22 条 所有者から借用した資料（以下「借用資料」という。）の保管は、資料館資料と同一の取扱いをするものとする。原則として、借用資料は館外貸出しを行わない。

(借用資料保管の責任)

第 23 条 借用資料に損害が生じたときは、資料館はその責めを負わなければならない。ただし、資料館の責めに帰することができない理由によって生じた損害は、この限りでない。

(借用資料の返還)

第 24 条 借用資料の返還は、借用依頼書と引き換えに行うものとする。

2 借用期間内に返還するときは、所有者と協議の上、行うものとする。

3 借用資料の返還に要する経費は、資料館が負担するものとする。

(資料の購入)

第 25 条 資料館が資料を購入するときは、専門家の意見を聴することとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(資料の貸出し)

第 26 条 資料は、学術研究又は教育普及のために貸し出すことができる。

(貸出しの手続)

第 27 条 資料の貸出しを受けようとする者は、事前に資料貸出許可申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。館長は資料貸出許可申請書を精査後、資料貸出許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは貸出しに条件を付することができる。

(貸出経費の負担)

第 28 条 貸出しに要する経費は、貸出しの許可を受けた者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

(貸出資料保管の責任)

第 29 条 資料館から貸し出した資料（以下「貸出資料」という。）に損害が生じたときは、利用者はその責めを負わなければならない。

(損害賠償)

第 30 条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、貸出資料を損傷し、又は滅失した場合は、事実の発生を速やかに報告するとともに、当該資料と事故発生届を館長に提出しなければならない。館長は事故発生届を精査後、資料館条例第 8 条に基づき、利用者に原状回復のための修理、又は損害賠償請求を行うことができる。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(資料の廃棄)

第 31 条 館長は、資料館資料が破損、汚損等によりその価値を失ったとき、あるいはその他の理由により保管ができなくなったときは、資料を廃棄することができる。

(廃棄の基準)

第 32 条 廃棄の対象となる資料は次の各号に掲げるものとする。

(1) 破損、汚損が甚だしく、補修が不可能なもの。

(2) 原所有者や来歴が不明となっている資料で、その事実が認められた日から 2 年以上調査しても不明なもの。

- (3) 不可抗力による災害その他の事故により、資料的価値を失ったもの。
- (4) 保存を必要としない二次資料（資料館内工作物、複写、複製品）
- (5) 他の資料館等において、永年にわたり保存継承することが適当と判断されたもの。
- (6) その他、資料として不適切と判断されたもの。
（廃棄の手続）

第33条 館長は、資料を廃棄するときは、教育長に資料廃棄届を提出して、その承認を得なければならない。

（委任）

第34条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則（令和6年教委告示第22号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

< 令和7年度の主な事業（予定） >

- ・ 春季：片山村誕生150周年記念展示
- ・ 夏季：夏休み小学生向け事業
- ・ 秋季：野火止用水開削370周年記念「未来に残したい野火止用水の風景」展、松永安左エ門（耳庵）生誕150周年記念展示
- ・ 冬季：最新出土品展示、館収蔵品展示
- ・ 通年：年中行事関連展示

書 名：令和6年度 れきしてらすの一年

編集・発行：新座市教育委員会 教育総務部

歴史民俗資料館

発行 日：令和7年6月16日

* 本書に掲載された図版・写真等の無断転載を禁じます。

新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす）

住所：〒352-0011

埼玉県新座市野火止二丁目9番37号

電話：048-481-0177